

練馬区議会議員(無所属)

かとうき桜子

区政レポート



2014年11月号

(議会報告通号 Vol. 78)

〒178-0063 練馬区東大泉 3-1-18-102

電話 03-3978-4154 FAX03-3978-4158

HP <http://www.sakurako-nerima.com/>

メール sakurako_happy_society@yahoo.co.jp

メールマガジン発行中!

4月に光が丘にオープンした防災学習センター



防災学習センターでは、避難拠点に置いてある資器材や耐震など防災のグッズも見ることができます

二〇一四年十一月
かとうき 桜子

東日本大震災のあと、練馬区では地域防災計画の見直しが行われました。災害対策と一口に言っても、家の耐震や備蓄のこと、避難所、女性・障害のある人・高齢の人などへの対応、ペットの対応、まちづくり、医療に関わることなど、幅広い課題があります。防災学習センターの展示室は、こうした練馬区の災害対策の全体像を見ることが出来ます。しかし、

- ・場所が元小学校なので、光が丘以外の地域に住んでいる人には分かりづらい
- ・隣接している中学校は今も中学校として運営しているため、防犯上門を開け放すことができず、開館しているのかどうかも分かりづらい
- ・こうした施設があることの周知が不十分で、まだまだ活用されていない

といった課題があり、9月の議会会で改善を求めました。

せっかくの施設を有効活用し、過去の災害を教訓にした備えをしていきたいですね。12月6日に防災学習センター見学ツアーを企画しました。詳細は区政レポートの最終ページをご覧ください。

光が丘の統廃合した小学校跡施設に

今年の4月、旧光が丘第二小学校の跡施設(練馬区光が丘6-4-1)に防災学習センターがオープンしました。ここでは、過去の災害からの教訓や避難所運営のことなどを複数回にわたって学ぶ「防災カレッジ」事業を実施していますが、1階の展示室は誰でも見学することができ、職員に声をかければ予約なしでも案内してもらいこともできます。また、2人以上のグループであれば予約すれば1〜2時間の防災学習コースも体験することが出来ます。

12月6日、防災学習センターの見学に行きませんか。

～11月中にかとうき桜子事務所までお申し込みください!～

2014年12月6日(土) 午後2時00分～4時00分
防災学習センター(練馬区光が丘6-4-1)

今回の区政レポートの1ページ目にご紹介した防災学習センターを2時間見学する企画をしました。①展示室の見学②講話を聴く③避難所の資器材の使い方などの体験、という予定です。

事前に人数を把握する必要がありますので、ご参加をご希望の方は11月中に電話・FAX・メールいずれかの方法でかとうき桜子事務所にご連絡ください。集合時間、場所などをお伝えします。また、特に聞いてみたいこと、体験したいことについてもご意見をいただいて詳細を決定できればと考えております。

また、この日は旧光が丘第七小学校で12時30分から午後4時まで、練馬区主催の「災害時ペット対策フェア」も実施される予定です。ペットの災害対策にご関心のある方は、防災学習センター見学の前にこちらに参加するプランも考えています。集合場所など詳細はかとうき桜子事務所までお問い合わせください。



宮城県気仙沼へのカンパ、引き続き募集しています。

市民ふくしフォーラム・東北応援プロジェクトでは、東日本大震災で津波の被害・地盤沈下の起きた宮城県気仙沼市にある仮設の復興商店街・南町紫市場の応援をしています。2011年12月の商店街開設時からカンパを続けています。商店街の再建までにはまだ時間がかかるようです。引き続きの応援をお願いします。

[郵便振り込み・口座番号]

00130-2-496362 市民ふくしフォーラム (振込用紙の通信欄に「気仙沼募金」とお書きください。)

[銀行振り込み: ゆうちょ銀行からは手数料無料です]

ゆうちょ銀行 〇九店 当座 0496362 シミンフクシフォーラム

(こちらからお振込の場合は、別途、ご連絡先をメールまたはFAXにてお知らせください。)

メール sakurako_happy_society@yahoo.co.jp FAX 03-3978-4158)

かとうき桜子プロフィール

- 1980(昭和55)年生まれ。桐朋女子中学・高校、慶應義塾大学文学部を卒業。大学在学中にホームヘルパー2級の資格を取得、さらに福祉の勉強をするために上智社会福祉専門学校(夜間)に学ぶ。
- NPOにて介護の仕事をする中で、地域福祉・地域社会にさらに深く関わることをめざし、2007年、区議会議員選挙にて初挑戦、初当選。
- 2010年3月立教大学大学院・21世紀社会デザイン研究科を修了。
- 2011年4月、練馬区議会議員選挙で、2期目に当選。



生活保護を利用して人へのサポート体制の課題

生活保護もほかの福祉制度と同様、国民の命を守るためのもの

生活保護は、とかく不正受給などネガティブな面で注目されがちですが、そもそもなんのためにある制度なのかを忘れてはなりません。

憲法25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」を実現するためにあるのが生活保護制度です。日本でも暮らす誰もが、体調を崩したり、職を失ったり、生活に困難を抱えたときにも人間らしく生きられるよう保障していく制度。特別なものではなく、介護保険制度などほかの福祉制度と同様、誰でも利用することがあり得る制度なのです。

しかし、介護保険だったら「制度を利用するなんて怠けている、制度を利用せずに家族が介護しろ」とは言われなくなってきたのに、生活保護だとそれが平気で言われるのは、なにかおかしいと思いませんか？ 今回のレポートでは練馬区における生活保護の現状と課題を紹介します。

金銭給付だけではない、生活サポートが必要

左ページに生活保護に関するいくつかのデータを載せました。生活保護世帯の中で最も多いのは高齢者世帯。年金などの収入が最低生活水準以下であり、持ち家や貯金などの資産がなく、扶養で生きる親族がいない人が生活保護の対象となります。生活保護を利用しているのは高齢世帯のほか、ご病気や障害があったり、母子世帯で年金や手当てなどの公的支援では十分でない人が大半を占めています。「その他の世帯」はこれらの分類に含まれない世帯。ここが比較的多いことをもって働ける人が生活保護を受けている」とバッシングされています。しかし厚生労働省の資料によれば、「その他世帯」の年齢構成は53.5%が50歳以上です（※数値は2011年の状況）。「その他の世帯」に属する人たちも障害や母子世帯等に含まれないというだけであり、個別に様々な事情を抱えていると考えるべきでしょう。

また、左の表から計算すると、2014年8月段階の1世帯の人数は1.34人となります。こうした数字からも、様々な生活上の困難が生じても身近に支え合える人があまりいないために生活保

護の利用に至っている人も多いのではないかとということが考えられます。つまり、生活保護は単に金銭給付だけではなく、生活面のサポートが必要なのです。

そのために、生活保護を担当するワーカーの質の向上・人員体制の充実が必要

生活保護の窓口である福祉事務所には「地区担当員（ケースワーカー）」がいて、担当地域の生活保護受給者と定期的に面接しサポートしています。地区担当員一人あたりの適正な担当世帯数は80とされているのですが、現在の練馬区は109.6です。かなり過重になっているといえます。また経験年数が浅い人も多く、無資格の人もいます。様々な生活課題を抱えた人に対して専門性の高い対応が求められるにもかかわらず、知識も経験もないままに現場に入る職員の負担は大きいのですし、また生活保護を利用する人にとっても適切なサポートを受けられないことにつながり、結果として、その人の状況に合わせた適切な自立支援ができないことにもなりかねません。

生活保護受給者が抱える課題に対する解決のとりくみの例をいくつかあげます。たとえばひきこもりがちで掃除や調理などが自力でできない状態の高齢者に対し、介護保険を活用して健康や衛生面のサポートをしていくこと。精神的な疾患を持って孤立しがちな人への声掛け。生活保護世帯のこともたちの学習面のサポートなどです。こうしたサポートは民間団体への委託や専門職を非常勤で雇用するといった形態で実施されています。区は、こうしたサポートの事業が、担当件数の過重な地区担当員をカバーしていると説明しています。しかし、それには問題があると考えます。

もちろん、生活課題ごとのきめ細かな対応は必要ではありませんが、委託や非常勤となると継続的・安定的な対応への課題が生じてきます。そういう点でも、支援の基本となる地区担当員の専門性の向上、人員確保などの体制の充実がまずは最優先にとりくまれるべきことです。議会では、特に無資格のワーカーへの研修の充実、また人員体制の拡充を求めました。区としては無資格者が講座を受講して資格を取得するための体制整備なども検討したいという答弁が返ってきました。

生活保護の話題は、不正受給の問題が中心になりがちです。しかし、不正受給の割合は件数ベースで2%、金額ベースで0.4%程度で推移しており、これが生活保護のメインテーマと捉えると制度の本質を見誤るのではないのでしょうか。（数値は日本弁護士連合会「Q&A 今、ニッポンの生活保護制度はどうなっているの？」より）

センセーショナルな話題に気を取られて、困っている人へのサポートがおろそかにならないようにしたいですね。

練馬区の生活保護世帯数、地区担当員数（2012年度、2013年度は3月末の数値）

	世帯数	世帯員数	高齢	構成比	母子	構成比	障害	構成比	傷病	構成比	その他	構成比	地区担当員数	地区担当員一人あたりの担当世帯数
2012年度	12427	17155	5196	41.8%	984	7.9%	1362	11.0%	2536	20.4%	2349	18.9%	107	116.1
2013年度	12566	17103	5538	44.1%	932	7.4%	1329	10.6%	2499	19.9%	2268	18.0%	115	109.3
2014年8月	12711	17070	5529	43.5%	933	7.3%	1371	10.8%	2558	20.1%	2320	18.3%	116	109.6

2014年4月1日現在 練馬区の総合福祉事務所の地区担当員・査察指導員の資格取得状況と経験年数

	人数	社会福祉主事	社会福祉士	経験年数							
				1年未満	1~2年未満	2~3年未満	3~4年未満	4~5年未満	5~6年未満	6~10年未満	10年以上
地区担当員	116	80	28	28	29	19	10	12	3	8	7
査察指導員	19	14	6	5	6	2	2	1	0	3	0

※地区担当員＝ケースワーカー。福祉事務所の職員。保護の決定や継続に必要な調査、定期的な家庭訪問や面接をする。生活保護を利用している人の普段の生活、健康、仕事のことなどを聞き、指導・助言をする役割。

※査察指導員＝ケースワーカーの指導・監督を行う役割。

※社会福祉主事＝大学・養成機関などで社会福祉関係または法学、社会学、医学などに関連する指定の科目のうち3科目を受講し、「人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意が」ある者（社会福祉法第19条）を指す。また、社会福祉士も社会福祉主事有資格者とみなされる。

※社会福祉士＝福祉系の大学で指定科目を履修する、福祉系の短大で履修後に実務経験を積む、一般の大学を卒業したのちに養成校で履修する、などを経たのちに国家試験に合格した者。心身に障害があったり環境上の理由で日常生活に支障がある人の福祉の相談を受け、助言・指導・福祉サービスの提供を行う。また、医療等関係機関との連絡・調整・援助を行う。

※よって、上記の表から社会福祉主事も社会福祉士も持っていない無資格の地区担当員は36人（116-80）、査察指導員は5人（19-4）

※査察指導員はほとんどが地区担当員の実務を経た人がついているが、上記の表の経験年数には地区担当員時代の年数は含まれていない。